

国際化検討会提出資料

乗越秀夫

2002年7月25日の国際化検討会における議論を踏まえ、別紙のとおり、弁護士法、外弁法その他の関係法令につき、いかなる修正を施すことが適当であるかを検討してみた。

2002年9月12日に予定される国際化検討会においては、不当関与禁止規定、弁護士の職務経験要件その他、法令の規定のあり方等に関する議論がなされることとなっている。別紙はまさに右に関連する事項を扱っているところ、問題提起、論点整理に資すると考えるので、委員各位の御高覧に供したい。

なお、別紙作成にあたっては、弁護士と外弁の間の提携・雇用に関する規制の撤廃を希望する弁護士の協力を得たことを付言する。

2002年9月10日

弁護士と外弁との共同事業の自由化について（メモ）

乗越 秀夫

第1 基本的考え方

1. 2002年7月25日の国際化検討会では、下記の点につき、その是非が検討された。

特定共同事業の目的制限の撤廃

弁護士と外弁の共同事業の禁止の撤廃

弁護士と外弁の収益分配禁止の撤廃

外弁による弁護士雇用の禁止の撤廃

2. 仮に上記の4点につき、撤廃の方向で大方の委員の合意が得られると仮定した上で、かかる合意を実際の法律や日弁連の会則会規においてどのように実現するかを検討したのが本稿の趣旨である。検討にあたっては、外弁は、弁護士会の会員であり、取り扱う法律に違いはあるが、基本的に弁護士と同等の権利と義務を有しており、弁護士と外弁の共同事業は、本来、弁護士間の共同事業と同様に取り扱われるべきで、規制は、合理的な必要最小限のものに止められるべきであるということを前提としている。また、外弁と弁護士法人の関係には触れていない。なお、本稿作成にあたっては、上記4点の撤廃を望む弁護士の協力を得たことを付言する。

第2 具体的立法措置

1. 弁護士法

弁護士が外弁に雇用される場合、弁護士は、「外国法事務弁護士事務所」を称することになる。また、弁護士が外弁と共同事業を営み、一つの事務所を構成する場合に、事務所の名称として、「外国法事務弁護士事務所」を称することも考えられる。弁護士法第20条第1項は、外弁法第61条と異なり、弁護士に「法律事務所」を称することを義務づけてはいないので、弁護士が「外国法事務弁護士事務所」を称すること自体が、弁護士法に反することはないから、その関係で弁護士法を変える必要はない。（ただし、外弁法第61条は、外国法事務弁護士でない者による、外国法事務弁護士事務所の標示又は記載を禁じているので、同条を改正する必要がある）。

2. 外弁法

外弁法第 45 条第 1 項は、「外国法事務弁護士の事務所は、外国法事務弁護士事務所と称さなければならない。」とし、同第 3 項で弁護士に雇用される場合について、例外規定を置いている。外弁と弁護士の共同事業が認められれば、当該外弁には、弁護士とともに「法律事務所」を称することを認めるべきと考えられるから（利用者の立場からすると、日本法と外国法を総合的に取り扱うことができる事務所の名称として最も適当なのは「法律事務所」である）、その場合の例外規定を置く必要がある。また、外弁が弁護士と外弁の共同事業に雇用される場合にも、その事務所の名称を使用できるように同第 3 項を改正する必要がある。ただし、この点については、同じ外弁であっても共同事業を営んでいるか否かによって、あるいは現在の特定共同事業的な形態のジョイントベンチャーを営んでいる場合と今後認められる「ひとつの事業体としての共同事業を営んでいる場合との間で、異なった名称上の扱いをすることが適当か否か、検討を要する。

外弁による弁護士の雇用及び外弁と弁護士の共同事業を自由化するのであるから、これを禁じている 49 条を削除する。

第 49 条の 2 が規定する「特定共同事業」は、第 49 条の「共同事業の禁止」の例外として規定されているものであるから、共同事業が自由化されて第 49 条が削除される以上、第 49 条の 2 も不必要であり、削除されるべきである。すなわち、弁護士同士の共同事業や企業による弁護士の雇用について職務要件が課されていない以上、外弁と共同事業を行う弁護士に職務経歴要件を課す必要はないと考えられるから、第 49 条の 2 第 1 項及び第 2 項は当然削除されることになる。「共同事業の相手方に対する不当な関与」を禁止する第 3 項については、「不当関与」は、弁護士と外弁との共同事業に特有の問題ではありえず（弁護士同士あるいは企業とそれに雇用される弁護士との間でも問題になる）、弁護士及び外弁の職務の遂行に関するルールあるいは倫理規定の問題として検討すべきものとする。従って、第 3 項についても、削除を相当と考える。

第 49 条の 3 は、「特定共同事業に係る届出」であり、「特定共同事業」が廃止される以上、この規定は不要である。ただし、弁護士と外弁との共同事業が行われることを弁護士会が知る必要性は認められるので、同条は弁護士と外弁の共同事業の届出に関する規定に改正されるべきである。その場合、届出の内容は、共同事業の相手方の弁護士の氏名及び事務所で足りる。

第 49 条の 4 は、「特定共同事業の表示」を規定しているが、「特定共同事業」は廃止され、共同事業を営む弁護士と外弁はひとつの事務所を形成することになるから、同条は不要であり、削除されることになる。弁護士と外弁がそれぞれの事務所を設けつつ、共同で事業を行う場合に何らかの表示を義務づけることも考えられるが、弁護士法上、弁護士の事務所間の共同事業について、特に規定が設けられていないこととの関係からして、弁護士と外

弁の共同事業について、特に規定を設ける必要はないと考えられる。ただし、この点については、第 45 条第 1 項との関係で更なる検討を要する。

第 61 条は、前記の趣旨で、弁護士も外国法事務弁護士事務所の名称を使用することができるよう改正する必要がある。この点についても、第 45 条第 1 項及び第 49 条の 4 との関係で検討を要する。

3．日本弁護士連合会会則

外弁による弁護士の雇用を禁止している第 28 条の 2 第 1 項は当然、削除される。

同条第 2 項は、共同事業と収益分配を禁止している規定であるから、これも当然削除される。

同条第 3 項は、弁護士と外弁の事務所の共同使用などについて届出義務を課した規定であるが、弁護士同士の共同使用については、このような規定はないので、権衡上、削除されるべきである。

特定共同事業に関する第 28 条の 3 は、前記外弁法第 49 条の 2 と同様の趣旨で削除されるべきである。

4．外国特別会員基本規程

第 33 条は、弁護士との事務所の共同使用に関する届出についての規定であるが、前記の会則第 28 条の 2 第 3 項と同様の趣旨で、削除されるべきである。

5．特定共同事業に関する規程

特定共同事業が廃止される以上、この規程も廃止されるべきである。（なお、その場合、共同事業の届出に関する規程が別途制定される必要も考えられる。）

6．外国弁護士の雇用の届出に関する規程

弁護士と外弁が共同で弁護士等（外国弁護士を含む）を雇用する場合の届出についても適用されるので、改正の必要はない。

I 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法

現行	改正後
<p>第45条 外国法事務弁護士の事務所は、外国法事務弁護士事務所と称さなければならない。</p> <p>第2項 (略)</p> <p>第3項 前二項の規定にかかわらず、外国法事務弁護士は、弁護士又は弁護士法人に雇用されているときは、その弁護士又は弁護士法人の事務所の名称を使用することができる。</p> <p>第4項 (略)</p> <p>第5項 (略)</p>	<p>第45条 外国法事務弁護士の事務所は、外国法事務弁護士事務所と称さなければならない。<u>ただし、外国法事務弁護士が、弁護士と共同の事業を営む場合はこの限りでない。</u>(要検討)</p> <p>第2項 (同左)</p> <p>第3項 前二項の規定にかかわらず、外国法事務弁護士は、弁護士又は弁護士法人、<u>あるいは弁護士と外国法事務弁護士に共同で雇用されているときは、その弁護士又は弁護士法人、あるいは弁護士と外国法事務弁護士が共同で営む事務所の名称を使用することができる。</u></p> <p>第4項 (同左)</p> <p>第5項 (同左)</p>
<p>第49条 <u>外国法事務弁護士は、弁護士を雇用してはならない。</u></p> <p>第2項 <u>外国法事務弁護士は、組合契約その他の契約により、特定の弁護士若しくは弁護士法人と法律事務を行うことを目的とする共同の事業を営み、又は特定の弁護士若しくは弁護士法人が法律事務を行つて得る報酬その他の収益の分配を受けてはならない。</u></p>	<p>第49条 (削除)</p> <p>第2項 (削除)</p>
<p>第49条の2 <u>外国法事務弁護士は、前条第二項の規定にかかわらず、五年以上国内において弁護士として職務を行つた経験を有する特定の弁護士とする場合に限り、組合契約その他の契約により、次に掲げる法律事務所を行うことを目的とする共同の事業を営むことができる。</u></p> <p>一 <u>外国において効力を有し、又は有した法に関する知識を必要とする法律事務</u></p> <p>二 <u>当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者である法律事件についての法律事務</u></p>	<p>第49条の2 (削除)</p> <p>一 (削除)</p> <p>二 (削除)</p>

<p>三 <u>外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者が総株主又は総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。）の二分の一以上の議決権を保有する会社の依頼による法律事件についての法律事務</u></p> <p>第2項 <u>前項の規定の適用については、弁護士名簿に登録を受けた後に外国において行った法律事務の取扱い若しくは法に関する知識に基づく法律事務についての労務の提供（通算して二年に限る。）又は弁護士となる資格を取得した後に裁判官又は検察官の職務を行った経験は、国内において弁護士として行った職務の経験とみなす。</u></p> <p>第3項 <u>外国法事務弁護士は、第一項の規定による共同の事業（以下「特定共同事業」という。）を営む場合において、当該特定共同事業に係る弁護士が自ら行う法律事務その他の業務に不当な関与をしてはならない。</u></p>	<p>三 （削除）</p> <p>第2項 （削除）</p> <p>第3項 （削除）</p>
<p>第49条の3 <u>外国法事務弁護士は、特定共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、当該特定共同事業に係る弁護士の氏名及び事務所、当該特定共同事業に係る法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出さなければならない。この場合においては、日本弁護士連合会の会則で定める書類を添付しなければならない。</u></p> <p>第2項 <u>日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、当該外国法事務弁護士の登録に当該届出に係る事項で日本弁護士連合会の会則で定めるものを付記しなければならない。</u></p> <p>第3項 <u>第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、当該届出に係る事項のうち、特定共同事業に係る法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める重要な事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</u></p>	<p>第49条の3 <u>外国法事務弁護士は、弁護士と共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、共同事業に係る弁護士の氏名及び事務所を日本弁護士連合会に届け出なければならない。</u></p> <p>第2項 （同左）</p> <p>第3項 <u>第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、当該届出に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。</u></p>

<p>第4項 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に基づき、第二項の規定により当該外国法事務弁護士の登録に付記された事項の訂正をしなければならない。</p> <p>第5項 第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、<u>特定共同事業を営むことをやめたときは、遅滞なく、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。</u></p> <p>第6項 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、第二項の規定により当該外国法事務弁護士の登録に付記された事項を抹消しなければならない。</p> <p>第7項 日本弁護士連合会は、第一項、第三項又は第五項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該外国法事務弁護士の所属弁護士会及び当該<u>特定共同事業に係る</u>弁護士の所属弁護士会に書面により通知しなければならない。</p>	<p>第4項 (同左)</p> <p>第5項 第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、<u>共同事業を営むことをやめたときは、遅滞なく、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。</u></p> <p>第6項 (同左)</p> <p>第7項 日本弁護士連合会は、第一項、第三項又は第五項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該外国法事務弁護士の所属弁護士会及び当該<u>共同事業に係る</u>弁護士の所属弁護士会に書面により通知しなければならない。</p>
<p>第49条の4 <u>前条第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、その事務所の名称に、特定共同事業を営む旨及び当該特定共同事業に係る弁護士の事務所の名称を付加しなければならない。</u></p>	<p>第49条の4 (削除)(要検討)</p>
<p>第61条 外国法事務弁護士でない者は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士事務所の標示又は記載をしてはならない。</p>	<p>第61条 外国法事務弁護士でない者は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士事務所の標示又は記載をしてはならない。<u>ただし、外国法事務弁護士と共同で事務所を営む弁護士、又は外国法事務弁護士に雇用され、あるいは弁護士と外国法事務弁護士が共同で営む事務所に雇用される弁護士についてはこの限りでない。(要検討)</u></p>

II. 日本弁護士連合会会則

現行	改正後
<p>第28条の2 <u>弁護士は、外国法事務弁護士に雇用されてはならない。</u></p>	<p>第28条の2 (削除)</p>

<p>第2項 <u>弁護士は、組合契約その他の契約により、特定の外国法事務弁護士と法律事務を行うことを目的とする共同の事業を営み、又は自己が法律事務を行つて得る報酬その他の収益を、特定の外国法事務弁護士に分配してはならない。</u></p> <p>第3項 <u>弁護士は、外国法事務弁護士と同一事務所で執務しようとするとき、又は事務所従業員、設備を共同使用するときには、当該外国法事務弁護士と連名で、その内容を明示して、所属弁護士会及び本会に届け出なければならない。</u></p>	<p>第2項 (削除)</p> <p>第3項 (削除)</p>
<p>第28条の3 <u>弁護士は、前条第二項の規定にかかわらず、五年以上国内において弁護士として職務を行つた経験を有する場合に限り、特定の外国法事務弁護士と組合契約その他の契約により、次に掲げる法律事務を行うことを目的とする共同の事業を営むことができる。</u></p> <p>一 <u>外国において効力を有し、又は有した法に関する知識を必要とする法律事務</u></p> <p>二 <u>当事務所の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者である法律事件についての法律事務</u></p> <p>三 <u>外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者が発行済株式の総数の二分の一以上に相当する株式又は出資の総額の二分の一以上に相当する持分を保有する会社の依頼による法律事件についての法律事務</u></p> <p>第2項 (略)</p> <p>第3項 (略)</p>	<p>第28条の3 (削除)</p> <p>第2項 (同左)</p> <p>第3項 (同左)</p>

外国特別会員基本規程

現行	改正後
<p><u>第33条 外国特別会員は、弁護士である会員又は弁護士法人である会員と同一の事務所で執務しようとするとき、又は事務所従業員、設備等を共同使用しようとするときには、当該会員と連名で共同使用の内容を明示して、所属弁護士会及び本会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>第2項 前項の届け出の様式は、規則をもつて定める。</u></p>	<p>第33条 (削除)</p> <p>第2項 (削除)</p>

特定共同事業に関する規程

現行	改正後
<p><u>第1条 本規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第四十九条の三及び会則第二十八条の三に基づき、特別措置法第四十九条の二第一項及び会則第二十八条の三第一項に定める共同の事業（以下「特定共同事業」という。）に関する事項を定めることを目的とする。</u></p>	<p>第1条 (削除)</p>
<p><u>第2条 弁護士及び外国法事務弁護士は、特別措置法第四十九条の二第一項及び会則第二十八条の三第一項に定める要件に従い、組合契約その他の契約により法律事務を行うことを目的とする共同の事業を営むことができる。</u></p> <p><u>第2項 外国法事務弁護士は、特定共同事業を営む場合においても、特別措置法第三条、第五条、第五条の二及び第五条の三に定める職務の範囲を超えて法律事務を行うことはできない。</u></p> <p><u>第3項 特定共同事業に係る法律事務が、前項の外国法事務弁護士の職務範囲に属するものを含む場合には、当該特定共同事業を行う弁護士と外国法事務弁護士は共同して当該法律事務を受任することができる。</u></p>	<p>第2条 (削除)</p> <p>第2項 (削除)</p> <p>第3項 (削除)</p>

<p>第4項 <u>特定共同事業に係る法律事務が外国法事務弁護士の職務範囲に属さない場合は、外国法事務弁護士は、当該特定共同事業を共に営む弁護士の指示に基づいて、当該法律事務を補助することができる。</u></p>	<p>第4項 (削除)</p>
<p>第3条 <u>特定共同事業を営もうとする弁護士及び外国法事務弁護士は、同一の場所においてそれぞれの事務所を設置しなければならない。</u></p>	<p>第3条 (削除)</p>
<p>第4条 <u>特定共同事業を営む弁護士は、その事務所の名称に、特定共同事業を営む旨及び当該特定共同事業に係る外国法事務弁護士の事務所の名称を付加しなければならない。ただし、当該弁護士が特別措置法第四十九条の二第一項各号に掲げる法律事務以外で同法第三条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる法律事務を行うに際しては、この限りでない。</u></p> <p>第2項 <u>特定共同事業を営む外国法事務弁護士は、その事務所の名称に、特定共同事業を営む旨及び当該特定共同事業に係る弁護士の事務所の名称を付加しなければならない。</u></p> <p>第3項 <u>前二項の表示に関しては、別紙の様式に従わなければならない。</u></p>	<p>第4条 (削除)</p> <p>第2項 (削除)</p> <p>第3項 (削除)</p>
<p>第5条 <u>特定共同事業を営む弁護士及び外国法事務弁護士は、互いに相手方の行う当該特定共同事業に係る法律事務その他の業務以外の法律事務その他の業務に関与してはならない。</u></p> <p>第2項 <u>特定共同事業を営む弁護士及び外国法事務弁護士は、互いに相手方の行う当該特定共同事業に係る法律事務その他の業務に不当な関与をしてはならない。</u></p> <p>第3項 <u>弁護士及び外国法事務弁護士は、特定共同事業に関する契約において、前二項に抵触する約定、一方の契約当事者の行う契約終了を不当に困難にする約定及びその他一方の契約当事者を不当に拘束する約定をしてはならない。</u></p>	<p>第5条 (削除)</p> <p>第2項 (削除)</p> <p>第3項 (削除)</p>
<p>第6条 <u>弁護士及び外国法事務弁護士は、特定共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、連名で左の事項を本会に届け出なければならない。</u></p>	<p>第6条 (削除)</p>

<p>一 <u>当該特定共同事業に係る弁護士及び外国法事務弁護士の氏名並びにそれぞれの事務所の名称及び所在地</u></p> <p>二 <u>当該特定共同事業に係る法律事務の範囲</u></p> <p>三 <u>特定共同事業に係る弁護士が雇用する弁護士の氏名及び登録番号並びに特定共同事業の当事者が雇用する外国法事務弁護士の氏名及び登録番号</u></p> <p>四 削除</p> <p>五 <u>当該特定共同事業に関する契約事項のうち左の事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア<u>それぞれの出資又は出資に準ずるもの</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ<u>当該特定共同事業の運営に関する事項の決定方法</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ<u>契約終了原因及び終了に伴う権利義務の内容</u></p> <p>第2項 <u>特定共同事業を営む弁護士及び外国法事務弁護士は、当該届出に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、連名でその旨を本会に届け出なければならない。</u></p> <p>第3項 <u>特定共同事業を営む弁護士及び外国法事務弁護士は、特定共同事業を営むことをやめたときは、遅滞なく、連名でその旨を本会に届け出なければならない。</u></p> <p>第4項 <u>前三項の届出書の様式及び添付を要する書類は、別に規則をもって定める。</u></p>	<p>第2項 (削除)</p> <p>第3項 (削除)</p> <p>第4項 (削除)</p>
<p>第7条 <u>本会は、前条第一項の規定による届出があったときは、弁護士名簿及び外国法事務弁護士名簿に次に掲げる事項を付記する。</u></p> <p>一 <u>当該特定共同事業を共に営む弁護士及び外国法事務弁護士の氏名並びにそれぞれの事務所の名称</u></p> <p>二 <u>当該特定共同事業に係る法律事務の範囲</u></p> <p>三 <u>届出年月日</u></p>	<p>第7条 (削除)</p>

<p>第2項 本会は、前条第二項の規定による届出が前項第一号又は第二号に係る場合は、当該届出に基づき、<u>弁護士名簿及び外国法事務弁護士名簿に付記された事項を訂正する。</u></p> <p>第3項 本会は、前条第三項の規定による届出があったときは、当該届出に基づき、<u>弁護士名簿及び外国法事務弁護士名簿に付記された事項を抹消する。</u></p>	<p>第2項 (削除)</p> <p>第3項 (削除)</p>
<p>第8条 本会は、<u>第六条の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を当該弁護士及び外国法事務弁護士の各所属弁護士会に書面により通知する。</u></p>	<p>第8条 (削除)</p>

外国弁護士の雇用の届出に関する規程

現行	改正後
<p>第1条 この規程は、本会の弁護士である会員、弁護士法人である会員、特別会員、外国特別会員及び準会員（以下、「<u>弁護士等</u>」という。）が、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二条第二号に定める外国弁護士となる資格を有するもの（以下、「<u>外国弁護士資格者</u>」という。）を雇用する場合の届出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 (同左)</p>
<p>第2条 弁護士等は、外国弁護士資格者を雇用した場合は、すみやかに次の各号に掲げる事項を、本会に届け出なければならない。但し、外国弁護士資格者が、弁護士等である場合には、この限りではない。</p> <p>一 雇用する弁護士等の氏名又は名称及び弁護士法人が雇用をする場合であって、当該弁護士法人に複数の法律事務所があるときは、雇用にかかる法律事務所</p> <p>二 雇用される外国弁護士資格者の氏名、生年月日、国籍、国内の住所、資格取得国名及び資格取得年月日</p> <p>三 雇用した年月日</p>	<p>第2条 (同左)</p>
<p>第3条 弁護士等は、前条第二号の事由に変更が生じた場合は、すみやかに変更に係る事項を、本会に届け出なければならない。</p>	<p>第3条 (同左)</p>

<p>第4条 弁護士等は、外国弁護士資格者の雇用関係が終了した場合には、すみやかにその旨及び終了した年月日を、本会に届け出なければならない。</p>	<p>第4条 (同左)</p>
<p>第5条 本会は、第二条ないし前条の届出があった場合には、弁護士等の所属弁護士会に届け出に係る事項を通知しなければならない。</p>	<p>第5条 (同左)</p>